

奈良県告示第百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区 域	縦 覧 場 所
生駒市あすか野（〇〇一）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市あすか野（〇〇二）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市あすか野（〇〇三）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市あすか野（〇〇四）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市上町（〇〇一）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市上町（〇〇二）急傾斜地崩壊	次の平面図のと	奈良県郡山土木事務所







生駒市南田原町（〇〇三）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市南田原町（〇〇四）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市南田原町（〇〇五）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市南田原町（〇〇六）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市生駒台（〇〇一）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市光陽台（〇〇二）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計 画課
生駒市東松ヶ丘（〇〇一）急傾斜地	次の平面図のと	奈良県郡山土木事務所

崩壊警戒区域	おり	及び生駒市役所事業計画課
生駒市鹿畑町（〇一八）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所及び生駒市役所事業計画課
生駒市鹿畑町（〇一九）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所及び生駒市役所事業計画課
生駒市鹿畑町（〇二〇）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所及び生駒市役所事業計画課
生駒市鹿畑町（〇二一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所及び生駒市役所事業計画課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。